

高塔山夜景キャッチコピー「河童の愛した宝石箱」

7/15  
2024  
令和6年

# わかまつ

編集 若松区役所総務企画課 ☎761・0039 FAX751・6274

- 時間は24時間表記。
- 料金について記載のない催しは入場無料(参加無料)。
- はがき・往復はがき・電子申請の応募方法は11ページを参照。
- 甲=申し込み 問=問い合わせ
- 共通=共通の内容 担=市の担当課
- ネット=ネット窓口(電子申請)

## 8月の保健福祉無料相談

### ①高齢者・障害者あんしん法律相談

弁護士が応じます。8日(木)13～17時、若松区役所。対象はおおむね65歳以上の高齢者や障害のある人と家族など。

②高齢者等住宅相談 介護の必要な高齢者や障害のある人などのための住まいづくりや住宅改造など。随時。

共通 若松区役所。甲①は5日まで、②は事前に若松区役所「高齢者・障害者相談」コーナー☎751・4800へ。

### 福岡県ママと女性の就業支援センターの出張相談

働きたい女性の相談に、専門コーディネーターが応じます。7月23日(火)10時10分～15時10分、子どもの館(黒崎駅西側、コムシティ7階)で。対象は女性の求職者。定員4人。甲7月19日までに福岡県ママと女性の就業支援センター☎533・6637へ。



## 健康だより

問 若松区役所健康相談コーナー ☎761・5327

①子育て教室 「遊びのプロから学ぼう! ～子どもの成長を育む遊びの工夫」。8月7日(水)10～11時。対象は乳幼児と保護者。母子健康手帳が必要。

②食卓相談 健康を考えた食生活の相談に管理栄養士が応じます。希望者には体組成測定あり。8月8日(木)10、11、13、14時。対象は65歳以上。定員各時間1人。

## 草刈り運動のお知らせ

雑草の生い茂る空き地などは、害虫の発生やごみの不法投棄の原因となります。所有者は早めに草刈りを。北九州市では年間2回(7月15日(祝)～8月14日(水)、9月15日(日)～10月14日(祝))に分けて「草刈り運動」を実施しています。草刈り機の無料貸し出し(要予約)、草刈りの有料委託(居住地や利用地は除く)を受け付けています。問 環境局后崎環境センター☎631・5337へ。

## 火まつり行事の交通規制

7月21日(日)に行われる「火まつり行事」のため、高塔山登山道は19時30分～22時に交通規制を行います。問 若松区役所コミュニティ支援課☎761・5324へ。

## 折尾スポーツセンタープール臨時休業のお知らせ

8月19日(月)～23日(金)、折尾スポーツセンター室内プール(八幡西区大浦三丁目)は休業します。問 同センター☎691・0812へ。

## 未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール

対象は小・中学生。サイズは、はが

③離乳食教室 離乳食のすすめ方の話と試食、個別相談。8月20日(火)13時30分～14時45分。対象は生後7カ月～離乳完了(生後18カ月ごろ)の乳幼児と保護者。母子健康手帳が必要。

共通 若松区役所。甲①は7月16～29日、③は7月17日～8月13日、②は8月5日までに問 先

へ。①③はインターネットも可。▲①③の申し込みはコチラ



きサイズ(100mm×148mm)。着色、画材は自由。標語など文字を入れることは不可。テーマは「未来に残そう青い海」。甲9月6日まで。応募方法など詳細は若松海上保安部☎761・4353へ問を。若松海上保安部のホームページでもご覧になれます。

## 400ml献血にご協力を

7月24日(水)10～12時と13～16時、若松区役所。対象は体重50kg以上で18歳(男性は17歳)～69歳(65歳以上は60～64歳の間に献血経験があること)。年齢の分かるものが必要。問

若松区役所コミュニティ支援課☎761・5324へ。

## 野菜を食べよう! 8月31日は「野菜の日」

家族で健康づくりや生活習慣病予防のための「食」について考える催しを行います。8月4日(日)11～14時、グリーンパーク都市緑化センター(大字竹並)で。入場料が必要。雨天中止。問 若松区役所保健福祉課☎761・5327。

## 夏の交通安全県民運動

7月10日(水)～19日(金)は夏の交通安全県民運動期間です。

家庭、職場、地域ぐるみで、交通ルールやマナーを守って、交通事故の防止に努めましょう。

### 運動の重点項目は

#### ▶ 飲酒運転の撲滅

- 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。
- 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。
- アルコール検知器を活用しましょう。

#### ▶ こどもと高齢者の交通事故防止～横断歩道マナーアップ運動の推進

- 横断歩道に歩行者がいる時は、必ず一時停止して歩行者を優先させましょう。
- 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、青信号で横断する際も左右の安全確認をしましょう。
- 横断する時は、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。

#### ▶ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- 自転車等に乗る際はヘルメットを着用しましょう。
- 自転車は車両です。見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識がある時は、必ず一時停止しましょう。
- 自転車保険に必ず加入しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の正しい知識と交通ルールを理解し、安全に利用しましょう。

交通ルールを守り、交通事故のない若松区を目指しましょう。

問 若松区交通安全推進協議会☎761・0039へ。



本紙は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。